

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。

加えて、多発する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを支える体制の確立が急務である。

政府は「骨太方針2024」において、令和9年度までの予算編成に関し、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないように確保するとした。しかしながら、増大する行政需要等を鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が不可欠である。

このため、令和8年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源総額実質同水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材の確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間における財源の偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政に影響が出ないよう、あらかじめ、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその財源を確保すること。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源として、より明確に位置付けること。
- 6 会計年度任用職員においては、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財源を十分に確保すること。
- 7 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、

移行の影響を受けるシステムの改修経費や、大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を確保すること。

- 8 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、より一層の施策の充実を図ること。
- 9 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

岡山県議会

(提出先)
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
衆議院議長
参議院議長